

「改正貸金業法」の完全施行による ATMの対応について

※貸金業者のキャッシングをご利用のお客様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成22年6月18日（金曜日）から「改正貸金業法」が完全施行され、貸金業者のカードでキャッシングを行いますと出金ができないケースがあると思われま

- 借入総額が「年収の3分の1」を超える場合。
- 年収を証明する書類を貸金業者にご提出されていない場合。

等が考えられますが、貸金業者によってはその対応が異なりますので、お気軽に融資窓口か、詳しくはお取引の貸金業者にお問い合わせください。

摂津水都信用金庫

※貸金業者とは消費者金融業者、信販会社等のことで
銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等は含みません。

お借入やご返済でお悩みの方は最寄りの財務局に相談窓口が設置されています。

連絡先

- | | |
|------------------------------------------------|------------------------------|
| ○ 消費者ホットライン（消費生活相談窓口）
（自動ガイダンスによる案内。24時間受付） | 0570-064-370 |
| ○ 金融庁・金融サービス利用者相談室
（受付：平日10時～16時） | 0570-016-811
03-5251-6811 |
| ○ 近畿財務局多重債務者相談窓口
（受付：平日9時～17時） | 06-6949-6875 |